

第8回教育委員会（定）

開会日時 平成27年 4月 23日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時50分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	松澤智昭
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	教育総務課長	小林 緑
学務課長	榎木恭子	生涯学習課長	浅賀俊之
指導室長	小西祐一	教育支援センター所長	新井陽子
新しい学校づくり課長	新部 明	学校配置調整担当課長	水野博史
施設整備担当副参事	荒張寿典	学校地域連携担当課長	木内俊直
中央図書館長	荒井和子		

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成27年第8回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林教育総務課長、榎木学務課長、浅賀生涯学習課長、小西指導室長、新井教育支援センター所長、新部新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、木内学校地域連携担当課長、荒井中央図書館長の、以上11名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により松澤委員にお願いいたします。

本日の委員会は、3名から傍聴申し出がされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第52号 平成27年度教科用図書調査委員会委員の任命について

(指導室)

委員長 日程第一 議案第52号「平成27年度教科用図書調査委員会委員の任命について」は人事案件のため非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 では、そのように処理します。

○処分案件

1. 専決処分の報告(学校給食費の分割納付による和解の決定)について

(学-1・学務課)

2. 「学校給食調理等業務委託」に関する公文書部分公開通知書に係る審査請求に対する弁明書の提出について

(学-2・学務課)

委員長 それでは、処分案件を聴取します。「専決処分の報告(学校給食費の分割納付による和解の決定)について」及び「学校給食調理等業務委託」に関する公文書部分公開通知書に係る審査請求に対する弁明書の提出について」、一括して、学務課長から説明願います。

学務課長 それでは、資料「学-1」をご覧ください。

専決処分の報告ということで、学校給食費の分割納付に係る和解の決定についてご説明いたします。

初めに、この案件につきましては、2月12日の教育委員会において報告しました案件と同一のものでございます。

1番、報告理由でございます。

区は学校給食費を滞納していた者に対して支払督促を行ったところ、相手方から適法な異議申立があり、通常訴訟に移行しました。

訴訟では、相手方が区の請求を全て認めたため、支払いの時期、方法等の具体的な内容について話し合いを行ったところ、裁判所において和解が成立しました。

これを受け、地方自治法第180条第1項の規定並びに訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定についてにより和解に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

冒頭でご説明しましたように、本案件においては、訴えの提起に係る区長の専決処分、これは平成26年12月3日に行われましたが、こちらについては2月12日の教育委員会、2月18日の文教児童委員会においてご報告しておりますが、平成27年1月22日に和解が決定し、区長により和解に関する専決処分が行われたことについて、今回、ご報告するものでございます。

2番につきましては、前回ご報告の内容と同じでございますので、記載のとおりご確認いただきたいと思っております。

3番、未納額は122、133円。内訳としましては、未納額11万9,603円、支払督促手数料2,530円となっております。

4番、和解の内容です。

平成27年2月28日に1万2,530円、平成27年3月31日に2万円、平成27年4月から同年11月まで、毎月末日限り1万円ずつ、同年12月31日限り9,603円を支払う。

なお、訴訟費用は各自の負担とするとなっております。

5番、専決処分日は平成27年1月22日でございます。

説明は以上でございます。

続けて、ご説明いたします。

「学校給食調理等業務委託」に関する公文書部分公開通知書に係る審査請求に対する弁明書の提出でございます。

東京都板橋区情報公開条例に基づき「学校給食調理等業務委託」に関する公文書部分公開通知書に係る審査請求がございました。

このことについて、審査庁である区長に対し、弁明書を提出するに当たりまして、内容をご報告いたします。

1番、(1) 件名は記載のとおりでございます。

(2) 請求要旨ですが、板橋区が黒塗りし、非開示とした部分の開示を求めるとの内容でございます。

詳細は、別紙1のとおりでございます。

2番、弁明書でございますが、別紙2をご覧ください。

1番、事件の表示です。

審査請求申立人が平成27年3月10日付で提起した、東京都板橋区情報公開

条例に基づく、公文書部分公開通知書に係る審査請求でございます。

2番、弁明の趣旨です。

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求めます。

3番、本件処分に至るまでの経緯です。

(1) 板橋区が給食委託業者と結んだプロポーサル契約の適法性、公平性、透明性を確認するため、審査請求人より平成27年2月10日付で、高島三小の給食業者との契約について、情報公開請求書が提出されました。

(2) 区は平成27年3月2日付で、審査請求人に対して公文書部分公開及び公文書不存在を通知いたしました。

(3) 審査請求人は給食委託業者が選定された理由を確認するためには非開示とした部分の情報が不可欠であることから、非開示とした決定を不服として、平成27年3月10日付で、東京都板橋区情報公開条例に基づく公文書部分公開通知書に係る異議申立書を提出しました。

(4) 平成27年3月20日付で、上記、異議申立書が審査請求書に補正されました。

4番、意見です。

情報公開請求につきましては、請求人から、①プロポーザル方式の契約とした根拠とその理由の開示、②企画による提案書の開示、③選定結果の開示を求められました。

このうち、②企画による提案書の開示におきましては、個人名、法人印影、受注業者の企業ノウハウに関する提案項目について、板橋区情報公開条例第6条第1項第2、第3、第4号の「個人情報」、「事業活動情報」、「犯罪誘発の予防のため」に該当すると判断し、マスキングをして公開したものでございます。

以上から、当庁の処分は適切かつ妥当なものであるから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきであるとしております。

ご説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

まず、給食費の方ですが、この方は平成24年、5年分ので、もう卒業、まだ在学。

学務課長 まだ在学していらっしゃいます。

委員長 ということは、平成26年、27年はきちんと払っている。

学務課長 これまでに、和解がされてから1回振込がありました。それ以降は、まだ期日が来ていない部分がございます。入らない場合は、引き続き、催告していく予定です。

委員長 そうですね。ということは、今年度については、この分と、さらに今の分の給

食費と、両方支払わなければいけないということになるわけですね。

学務課長 はい、そうです。

委員長 ここの和解でできたお金というのは、どこに払う。学校に払うんですか。教育委員会ですか。

学務課長 学校に入るお金です。

委員長 学校に入るお金。それは、今の給食費にプラスして使ってしまう。

学務課長 そうです。

委員長 何となくあれなんですけれども、要するに、前年、平成24、25年度は、この人の分だけ、足りない分だけの給食費で給食をつくっていて、その年度の子供たちは損をしていて、今年度はプラスアルファでこのお金が入ってくるから、その分だけ給食費が、潤沢では全然ないですけれども、多少プラスになっていくという形になってしまう。分かりました。

学務課長 不公平にならないように、年度内にお支払いいただくよう催告をしているところですが、そういったことが生じております。

委員長 分かりました。

高野委員 今のお話を聞いて、学校単位でそういう決済が行われているというのはちょっと思っていなかったもので、その年度に集金できなかった分は学校の中でマイナスになっているということですね。

そうすると、今、委員長がおっしゃられたように、そのときに一緒に支払っている方たちにとって不利な部分があるのかなと思いました。

あとは、就学援助の場合はどうなっていますか。

学務課長 就学援助の場合には、確実に集金できる形になっておりますので、そういうことはございません。

高野委員 よかったです。これは区の方で、そういう学校で出たものは、ある程度、学校ごとに立てかえてあげて、最終的な精算というのは学務課として行うとかというような方法はできませんか。

学務課長 私費会計になっておりますので、学校の中で会計処理をしております。年度で締めて、精算する形にしております。

松澤委員 関連してしまっているんですけども、その学校さんの方で、今、おっしゃった形で締めていただいたときに、給食費の少ない分に関しては補填されて、その上乘せ分の給食費の合計ということで作られているということによろしいでしょうか。

学務課長 集めた給食費の中で賄うという形になります。

松澤委員 では、現状としては、少ない状態の給食ということになってしまうということですか。

学務課長 そうしたことの無いよう、年度内にお支払いいただくよう対応しております。

松澤委員 分かりました。

委員長 だから、すごく大規模な学校だと1人支払わなくてもそんなに、多分、影響は少ないですが、少人数の学校ですと影響が非常に大きいということは出てくるのではないかと思いますので、その辺は、今後、若干、検討した方がいいかなという部分もあるかとは思っています。

こういった事例があったということは、PTAなんかでもPRしておいた方が抑止効果にはなるのではないかと思います。

学務課長 はい。

委員長 あと、業務委託の審査請求の件は、前回、内容については伺っておりますので、提出したということの報告ということでいいかと思います。
ほかに、ご意見はございませんでしょうか。

青木委員 ちょっと1点だけ、質問。

この弁明書の提出に際しての処理の流れを伺いたいんですけども。

これは処分庁が板橋区教育委員会という、この弁明書を書くに当たって、例えば、第三者機関的なもの、例えば情報公開、個人情報保護等に関して、何か審査や審議をしたということがこの流れの中にあるのかどうか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

よく分かっていないので、申しわけない。

学務課長 情報公開条例がございますので、そのルールに則って処理をしています。

青木委員 ああ、そうですか。すみません。

聞いたのは、他の行政でちょっと、この間に情報公開や個人情報保護の審査会

というのを一旦設けて、そこで例えば弁護士の方とか学識経験者の方に入っていただけで審議をするという流れが近いところにあったものですから、そこだけ、どういう流れかというのを伺っておきたかったのです。

学務課長 これは区長に対して弁明書を提出するものですので、この後、審査会が開かれまして、その中で審議され採決となります。

青木委員 開かれるということで。分かりました。ありがとうございます。

では、その審査委員会の中で、それぞれ弁明した側と異議申し立てをした側の意見を聞くような流れというのが、この先にあるということでいいですか。

ありがとうございました。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

1. 文教児童分科会質問答弁要旨

(資料・次長)

2. 予算審査特別委員会総括質問答弁要旨

(資料・次長)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「文教児童分科会質問答弁要旨」及び報告2「予算審査特別委員会総括質問答弁要旨」につきまして、一括して、次長から報告願います。

次長 第1回定例会の中で開かれました文教児童分科会、予算の分科会でございますが、こちらについて、3月9日に開催されたもの、こちらの速報という形で、議会事務局の方でまとめたものについて報告してございますので、中身についてはご確認いただければと思います。

続きまして、もう1枚の方の資料でございますが、予算審査特別委員会答弁要旨教育委員会関係でございますが、こちらは3月13日から3日間開催されました予算審査特別委員会の総括質問の内容でございます。

主なものをかいつまんでお話しさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の自民党の安井一郎議員でございます。

最初の質問でございますが、学校施設の大規模校の学校用地が足りなくなった場合、購入等の対応はあるのかというご質問でございます。

こちらにも記載してございますが、かつて赤塚第三中学校、あるいは紅梅小学校で児童生徒数増加に伴う対応ということで、学校に隣接する土地がたまたま売却に出たものを取得したものがございます。

基本的には、このような用地拡張が必要な場合においては、そのような物件が

出た場合、関係の部署と調整を図って、教育委員会として用地取得をしていくということもございます、というように答弁してございます。

続きまして、次の自民党の石井勉議員でございます。

こちらの方は、4ページの方をお開きいただきたいと思います。

教育問題についてということで、川崎市の事件がちょうどございましたので、そこへの対応ということでご質問がございまして、③のところの今後の対策ということでのご質問です。

各学校での対応としましては、日常的に児童生徒のいじめや不登校について、教職員間で情報を共有し、対応をとっているということをご報告した上で、今回の事例のように、問題が発覚した場合については、保護者や関係機関と情報を共有し、早期発見・早期解決に導くように指導の徹底を図っているということと、特に不登校のお子さんで居所不明の児童生徒につきましては、学校と教育委員会で連携をすることに加えまして、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関と連携を図って、その児童生徒の状況把握に努めていくということでございます。

また、場合によっては、今申し上げた機関や警察などにも入っていただきまして、サポートチームを編成して、具体的な学校支援を行っている場合もあるというように答弁してございます。

続きまして、6ページでございますが、自民党の天野議員でございます。

こちらは通学路への防犯カメラの設置ということで、東京都の方で整備事業の助成というのがございますが、そういうことに関連しまして、それだけでは全てカバーできないので、どんな対応が考えられるかというようなご質問でございました。

一番下のところでございますが、人的な見守り活動についてでございます。

学童擁護の委員につきましては、区内148カ所に委託ということで登下校時の児童の安全確保を図っているということで、シルバー人材、あるいは町会の方をお願いしているところでございます。

また、これに加えまして、各学校に学校安全ボランティアとしてのスクールガード506人、子ども見守り隊3,446人の方が登録していただいておりますので、見守り活動を行っているところでございます。

これに加えて、学校支援地域本部における新1年生の下校の付き添いなどの見守り活動も、学校支援地域本部の拡大に伴って拡充されているということです。

防犯カメラの設置も有効性があると考えられますが、多くの大人の目で見守り活動の体制を充実させることが、通学時の児童の事故防止につながるのではないかと考えておりますので、地域・学校・家庭と一体的な見守り活動を活発化させていきたいというようにお答えしてございます。

続きまして、9ページでございます。

公明党のしば議員でございます。

こちらは、あいキッズで骨折事故があったというようなことを踏まえてのご質問がありました後、あいキッズの他区との比較というようなご質問でございます。

あいキッズにつきましては、まず、保護者に対して、利用開始時と帰宅時に、ご希望の方についてはメールを送信してありまして、メール配信サービスということで行っております。

また、保護者会の開催、また、希望者には個人面談などの対応もとっているところでございます。

次のページにいただきまして、ほかの区では、それぞれの学校、または事業者で対応が異なっているというような部分がございますが、板橋区では基本的に同一の制度であいキッズのサービスを提供し、それぞれの法人の独自の部分を上乘せしていただいているというような対応をとっております。

また、就労支援の部分でございますが、定員を設けていないので、いわゆる学童クラブの待機児が発生していないということと、利用料についても、仮に就労家庭であっても5時までは無料という対応で行っておりまして、5時以降の利用についても、他区と比較しても、保護者の負担が軽減できるような利用料に設定されているほか、三季休業中も夜7時まで行っているなど、手厚い対応を行っております。

特に、もう1つ前のところで書いてあるように、従来は学童クラブと放課後子ども教室ということで、保護者が就労している家庭に対する活動内容と、就労していないご家庭の活動内容が異なっていたわけですが、新あいキッズでは、利用する全ての児童に対して、基本的な生活指導や健康管理を含め、親の就労状況にかかわらず、分け隔てなく活動を行っているというのが大きな特徴ではないかということで答弁してございます。

続きまして、公明党の小林公彦議員です。

11ページです。

英語教育の対応ということで、今後の方向性、展望ということでご質問がございました。

児童生徒に言語や文化の理解を深めることが国際理解教育ということで、英語教育を推進するためには教員の指導力の向上が必要であると考えているので、今後は、英語の教科化も予定されておりますので、他の先進的な取り組みを参考にし、教員の研修の充実を図るとともに、ALTの配置時間数の増加や外部指導員の活用など、英語教育の充実に向け、研究・検討を行っていくというようにお答えしてございます。

それから、下の方で、公明党のはぎわら議員。

こちらは、ESDについてのご質問でございます。

こちらは、青木委員にも、以前、保護者向けに講演していただいた内容でございますが、持続可能な開発のための教育ということで、持続可能な社会づくりの担い手を育成するという考えをお話して、環境・平和・人権など、様々な課題について、国際的かつ総合的に取り組むことが重要だと言われているという中で、板橋区として、特に環境教育での取り組みのこと、また、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた国際理解教育や環境教育などをさらに充実させていきたいということと、日常の教育活動におきましては、問

題解決型・探求型の授業や共同学習ということを行って、E S Dの視点を意識した取り組みを行っていききたいというように答弁してございます。

それから、続きまして、荒川なお議員、共産党です。

学校統廃合後の学校施設の利用の確保ということで、13ページでございます。

ご質問がございまして、学校の体育館や校庭は地域にとって色々なイベントや防災訓練などの場ということで、必要なものであるというように、活用されているということを確認していると答弁いたしました。

ただ、学校統廃合の跡利用につきましては、公共施設の整備計画の中で総合的に検討されているべきもので、学校統合の協議の中で地域から具体的な要望があった場合にはこれを真摯に受けとめ、対応できる部分と困難な部分とを明確にしながら検討し、この施設の整備、活用等を図っている所管の部署と連携を図っていききたいと答弁してございまして、跡利用が決まるまで暫定的に開放を行っているような場合もございしますが、こちらについて、一般的な利用を保証しているものではないというようにお答えしてございます。

続いて、共産党のかなざき議員です。

こちらは、14ページのところに、学校統廃合に関連して、運動場の面積から見る望ましい児童数、あるいはそういうことからすると、魅力ある学校づくりプランを見直す必要があるのではないかとというようなご質問でございました。

こちらにつきましては、(3)のところに書いてありますように、平成14年に、文部科学省が学校教育法に基づいて、児童生徒数に応じた学校の校舎及び校庭の設置基準を定めているところでございます。

14年以前に建設された学校におきましては、この基準を満たしていない学校もあるところでございますが、学校改築の際には、例えば校地に新たな校舎を建設する場合には、敷地の確保、配置、あるいは校舎の階数を増やすなどして、必要な運動場の面積を確保できるように努めていききたいと答えております。

続いて、その下、市民ネットの五十嵐やす子議員です。

15ページのところで、子宮頸がんワクチンの予防についてご質問がございまして、こちらについては、副反応ということで被害が出ているというようなことを踏まえてのご質問でございます。

養護教諭に対する研修が必要なのではないかとございまして、子宮頸がんの予防に関する正しい知識やHPVワクチンの副作用、副反応について、保健所や学校医と連携しながら、養護教諭に対して情報提供を適切に対応していききたいと答弁してございます。

続いて、その下、市民ネットの長瀬達也議員でございます。

震災対策ということで、非構造部材の落下防止対策についての対応の完了時期等についてのご質問でございます。

こちらについては、非構造部材の落下防止の点検については行ったところでございまして、落下防止対策が必要な65校、82の体育館と武道場につきましては、平成27年度と28年度の2年間で工事を実施していききたいということで答弁をしております。

平成28年度、27年度については、早急な対応が必要な規模の大きな工事、平成28年度については、ワイヤーの取り付けなど小さな工事のところを考えているとお答えしてございます。

続きまして、16ページ。市民ネットの松島道昌議員でございます。

教育についてということで、中高生・若者の支援にかかわる教育ということで、学びの循環を生み出す事業展開ということで、社会教育会館で取り組んでいるようなことについて、今後、色々な世代の循環ということも含めて取り組んでいけないかということでご質問がございまして、青少年の居場所の議論を含めた生涯学習センターの整備の考え方をご説明して、さらに社会教育会館以外の既存の施設の活用についてもご質問がございまして、教育科学館や図書館などの既存の施設の活用については大事だと考えているということと、青少年にニーズが高い体育施設については、所管の部署と連携をしながら、事業の拠点の確保等について検討を深めていきたいと答弁してございます

続いて、17ページ。民主党の中妻じょうた議員です。

こちらは、高校進学時のスポーツ推薦の基準及び進学後の動向についてということでございまして、こちらはスポーツ推薦でせっかく高校に入ったとしても、けが等でスポーツができないということで、途中で退学、あるいは、なかなか学校に行けなくなってしまうような子がいるのではないかなというようなご質問だったと思います。

こちらについては、区の方で行っております推薦の基準等についてご説明をし、ただし、スポーツ推薦で進学をしたお子さんのその後の動向については中学校で把握していないので、そこの把握についてはなかなか難しいと答弁してございます。

最後に、無所属の井上温子議員でございます。

あいキッズの現場の声を聞いてほしいというようなことで、具体的には現場に職員の声を直接聞く場面が持てないのかというご質問でございます。

こちらについては委託の事業でございますので、エリアマネージャーなどの区の職員が現場の巡回を行っておりますして、直接、現場の責任者等から意見を聞く機会を持っているということ、さらに責任者会議を持っておりますので、そのような場で現場の意見を聞いていきたいとお答えしてございます。

長くなりましたが、以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

まず、1点、質問なんですが、文教児童分科会の中野委員の質問の中で、高島第一小学校排水工事の瑕疵についてというのがありますが、整備週間のときには、多分、何もなかったような記憶があるんですけども、その後出てきた問題ですか。

新しい学校づくり課長 これは昨年10月の大雨のときですけれども、学校と隣地の間に道路があるのですけれども、その道路を超えて学校側の排水口から水が流れて民家の方に入っ

たという事象がありました。それについて、去年、高島第一小学校の校庭改修をしているので、そのときの瑕疵ではないかというご質問でございました。

工事の瑕疵ではなくて、やっぱりどうしても、ちょっと日付は不明なのですが、大雨のときにオーバーフローしてしまっていて流れてしまったということなのです。その後、学校の方に、営繕も含めて調査に行き、校庭から流す水の方向性を、今年度、もし変える必要があれば変える工事を追加で入れようというようには考えてございます。

委員長 分かりました。多分、大雨のときは、成増小学校でもやっぱり向こう側に流れ出していくというのがあって、最近の雨の降り方が悪いんだってはどうしようもないんですけども、多分、今後はそういった排水の設計方針が、昔のままではだめなんだということで、色んな場面で進めていただければと思います。

施設整備担当副参事 技術的には一定の決まりがありまして、ルールとしては、学校の校庭は一時下水に一気に水が流れない、貯留をするという機能を持たせるということが下水道法の中でもうたわれているんです。

ですから、一度ためるという機能があるものですから、そこから溢れ出るような雨が一気に降ったときには、どうしても排水の弱いところに向かって、もしくは低いところに向かって水が流れ出てしまうという事象は出ます。

委員長 その基準が、恐らく、今のような集中豪雨のない時代の基準で多分できているので、最近の気象状況によると、昔の基準どおりやっているとだめだということなんで、基準は基準としてあっても、それ以上のことをやっていたらいけないのではないかという気がします。

施設整備担当副参事 そうです。そうすると、下水管そのものの機能、性能が、委員長がおっしゃるように昔の基準のままの状態ですから、そこを根本的に変えない限りは、どうしても、もし局部的に雨が降った場合には起こり得ることですね。

青木委員 おっしゃるとおりだと思います。現状に合わせて前向きに対応して下さい。

委員長 ですから、すぐにというわけにはいかないと思いますが、これは各学校で色々、そういった点では。

施設整備担当副参事 よく事象を見て、でき得る限りの対応は、それぞれの学校で講じていきたいと思っています。

委員長 よろしくお願いします。

高野委員 2つありまして、まず1つは、こちらの分科会の速報の中で、教育委員に関し

てというところがありまして、そこで、現場回りで得た情報を教育委員会に報告する必要性というのが書かれています。これはちょっと、どういうことかなと思ひまして。

あと、一応、整備週間で回ったときに、各学校の校長先生とお話をしたり、施設を拝見したものの報告書を書いて教育総務課の方には提出しているんですけども、それは外に出すというよりも、こちらの感じたことなので、もし、そういう必要性があるのであれば、そこも踏まえたものを提出することも可能なので、ちょっとこの辺についてお話を伺ってみたいと思います。

教育総務課長 この議論の中では、現場の声を教育委員の皆様が知っているのかというところ、まず第一の疑問でありまして、そのことで何回か、年に1回ですけども、それもあるのと、委員の皆様が自主的に学校の方に行かれて意見を聴取されていると、そういったところの状況をお話しさせていただいて、その対応状況について、整備週間の課題についてまとめる。それについて、どう対応したかというものを教育委員会の中で返しているというような形でお答えしています。

対外的に、最後の高野職務代理のお話のような形では、今現在は考えていない。教育委員会内部で、その課題について解決していけばいいというように思っていますので、それを議会に一々報告する必要はあるのかなというところ、私はそのように感じています。

次 長 たしか、教育委員会ですそれをフィードバックしないのかというお話だったので、今は、お時間があるときに、委員長ほか、皆さん方から学校に行ったときの感想ですとかお話をいただいているので、その辺をお知らせしたら、了解していただいたと思っています。

教育総務課長 そのご意見に対して、こういう対応をしましたということでお話しするという。

高野委員 ありがとうございます。

あと、もう1つ。あいキッズについてなんですけれども、こちらの速報で、竹内議員のところは、あいキッズの生活の場の考え方についてというので、その生活の場ということが分からなかったことと、それから、あと、土曜日の実施についてご意見を色々いただいているんですけども、あいキッズに移行する前の学童保育のときには、土曜日はなかったわけですね。

こういうご意見が出てきたということは、今度は児童館の数が減ってくるということで、また、児童館の業務内容が変わってくるということで、そういうご希望が出ているのかなと思ったんですけども、現在、あいキッズになって、児童館の中で昼食を食べられるとか、そういう機能が十分残っているわけなんですけれども、具体的に、土曜日の小学生の居場所ということについて、どうなっているのか教えていただきたいと思っています。

学校地域連携担当課長

では、私の方から。

まずは、生活の場というところでございますが、子供たちが安心・安全に過ごせる場所ということとともに、これまで学童クラブで担っていた生活習慣指導や、遊びの指導も含めてというようなところでございます。

この機能については、あいキッズで、引き続き、就労家庭のみでなく、全てのお子さんたちを対象に、様々な活動を通して提供していこうと行っているところでございます。

また、土曜日につきましては、今現在行っている教育委員会の事業としては、いきいき寺子屋事業や、あるいは青少年健全育成地区委員会の活動が挙げられようかと思っております。

また、学校の施設開放では、色々な青少年健全育成の団体さんが、野球であったり、サッカーであったりというようなスポーツの指導をしていたり、あるいは午後については、子供の遊び場ということで校庭を開放しております。遊具の貸し出しも行っております。

昨今、公園等で球技ができない、しづらいというようなところもありますので、校庭ですとかなり広いので、ボールを蹴ったりとか、そういった球技ができるというところで活用しているところです。

児童館につきましても、これまで子育てサポート事業というのがありまして、土曜日もお弁当を持って児童館を利用できたところです。

今年度に関しては、児童館でも、まだあいキッズも土曜日は実施しておりませんので、引き続き、土曜日にお弁当を持って児童館を利用できるというような新たな事業を展開しているところでございます。

松澤委員

児童分科会というところで、中野議員さんのところで、双子の子が同じ幼稚園に入園するというのがありまして、大田議員さんの方で私立幼稚園との連絡体制の確立という意見があったわけですが、小学校に入る前のことに関してのご質問というのは幾つかあるんでしょうかということを知りたいというか。

これからは、今の体制とはちょっとまた違った形で、そういった私立幼稚園と連絡を取り合っていく、板橋区の保育園の方とも色々と連携をとっていくという動きはあるんでしょうか。

学務課長

保育園については子ども家庭部、幼稚園については教育委員会ということで所管が分かれておりまして、もちろん連携はしておりましたけれども、それぞれの対応となっていました。今年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしまして、その中では、全ての子供が保育・教育を受けられるように基盤整備をするということになっております。幼稚園の中では認定こども園化するというような動きもございますし、保育園の方も動きがございますので、より一層、連携しながら、情報共有もしながら、サービスの向上に努めていかなければならないと思っております。

松澤委員 あとは、竹内議員の方から虐待の対応に関してというのがあったんですが、今までのいじめ・不登校についての対応については、多分、今までであったと思うんですが、親御さんからのそういった虐待に対しての認識というのはどれぐらいあるんですか。

次長 この文教児童分科会は、子ども家庭部の所管のところと教育委員会所管のところと、両方、一篇にお答えする形になっておりますので、虐待の問題については、直接、子ども家庭支援センターが、児童相談所等の窓口になりながら対応しているところですよ。

虐待については、学校経由で把握されて、子ども家庭支援センターの方に通報するというようなケースもありますけれども、やはり近隣の方からそういう状況なのではないかというような通報が子ども家庭支援センターに入るケースが多いように聞いています。

その虐待の問題ですとか、あるいは子ども家庭支援センターが、これは児童相談所もそうなんですが、だんだんと世の中の方に認知されてきましたので、家庭の問題については外部の者は余り口を出さないというような考え方がありましたけれども、やはりこれだけ虐待の状況が進みますと、積極的に通報される方、あるいは、ちょっと疑いがあるんじゃないかというような方がいらっしゃるの、そういう意味で件数が増えてきている。

実態としても増えているのかなと思いますが、より通報の件数は増えているように聞いています。

松澤委員 ありがとうございます。

最後に、子宮頸がんワクチンのことを先ほどお話されていたんですけども、今までですと、保護者に対してのそういった勉強会ですとか、そういった子供たちに対してのというのは、男女両方を含めてのケースというのは結構多かったかと思うのですが、そういった面で、女性の子たちだけとか、女性の保護者を持つ家庭に対してのこういったケアみたいなものは、これからのお考えというのはあるんでしょうか。

学務課長 情報提供については教育委員会の方でも、今回、答弁しましたように、適切に行っていきたいと考えておまして、女性の保護者を対象として実施するかどうかも含めて、情報提供の方法についても検討していきたいと思います。

また、保健所や、学校医の先生方とも連携しながら、検討していきます。

委員長 予算特別委員会の方の、これはどちらかという感想ですけども、今、次長から話がありました虐待ですとか、あるいは川崎の事件のようなものに関して、保護者の方に連絡がとれないとか、考えがよく分からないとか、実態が分からないというのが非常に多くて、こういったことを解決するには、やはりご家庭の方の協力が絶対に必要であるかと思うのですけれども、現在の法律からいくと、児

相にしろ、警察にしろ、なかなか踏み込んでいけないという部分がネックになっているのではないかと、その辺はもっと国レベルで検討していかなければいけない問題ではないかと思っております。

それから、交通事故に関しては、以前も、板橋区で小学校2年生が続けて亡くなるというのがありましたけれども、小学校1年生は入学時に交通指導がありますし、3年生になると自転車の乗り方教室があったりして、ちょうど小学校2年生というのは抜けている学年で、しかも、ちょうど1年が終わって、若干、自分たちも自信がついてきて安心しているような状況なので、できれば、小学校2年生に対する交通の勉強会みたいなものがあつたらいいのではないかなと感じております。

これは、以前、高島平の交通課長さんともお話しして、警察でも考えていきたいなというお話をされておりました。

それから、あいキッズでの事故が多いようなお話がありましたけれども、ここでは、あいキッズの事故の数だけ挙げているので、普段の学校での事故の数というのは分からないんですけれども、恐らく、普段の学校でもかなりの数の事故があるのではないかと思っております、必ずしも職員が見守っていなければならないというあたりは、個人的にはそうではないと思っています。

昔、青健でやっていたころも、ドッジボールなんかでも、みんなが見守っている中でも転んでけがをする子がいましたから、必ずしも見守っていてもだめだなというのがありますし、いつも見守っていられるところで動いていると、実際に家庭でも、学校でも、離れたところで、誰も見守ってられないと、本当に事故が防げるのかなというのがありますから、普段から、やはり事故は自分で判断してきちんと気をつけていくという習慣をつけていた方がいいのではないかと思っております。

それから、学校選択制で児童が少なくなったというご意見もありますけれども、1つの学校だけ考えますと確かにそういう学校もありますし、別の学校を考えると、学校選択制によって児童数が増えたというところもあるし、やはりこの辺は区全体として考えていかなければいけないことだと思っております。

それと、質問の中で、20人から30人学級が適当だというお話がありましたけれども、確かに20人から30人は学級としては適当だと思いますけれども、学校としては20人から30人ではやっぱり不足で、学級数も必要なんだということが答弁の中には入ってなかったもので、その辺はきちんとっていただいた方がよかったのではないかなという私の感想です。

次 長 今後、そういう対応をしていきたいと思えます。

あと、2年生の対策なんですけれども、実は校長会の方では件数を報告していたので、今度、改めて報告させていただきます。

結構、2年生の対策ということで、こちらもかなり口を酸っぱくして学校に周知していますので、2年生が突出して多かったわけではなかったと思っていますので、ある程度、効果はどうかと思いますが、以前のように2年生だけ突出

して多いという状況ではなくなったかと思えます。

あと、事故のことなんですけれども、あいキッズでの事故も多いですし、学校での事故も大変多いのが実情です。

普通に遊んでいて転んで骨折してしまうということが結構多いので、以前は、高いうんていから落ちて骨折するとか、そういうのが多かったんですが、普通に遊んでいる中で骨折する、大きな事故になってしまうというケースが大変増えているので、指導室の方でも防衛体力というようなことの取り組みというのをやっぱり重視しています。

ただ、一朝一夕にはなかなかいかないのかなと思っておりませんが、力を入れてやっていきたいと思っております。

青木委員 似たような話で、大学でも同様でございまして、体育の中で、今、一番起こる事故が、バレーボール、バスケットボールでジャンプして着地した瞬間に捻挫、骨折という子たちが、毎年、少し出てきているのが実情でございまして。

そういった意味でも、今、次長がおっしゃったとおり、本当に普通に遊んでいて骨折する子たちがやっぱりいるという実情がどうしてもあって、ここは何とかならないか。一朝一夕にはまいりませんね。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施について

(総-1・教育総務課)

委員長 では、次に、報告3「平成27年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 「総-1」の資料をご覧いただきたいと思えます。

こちらの案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づいて、毎年、実施しているものでございます。

点検・評価の方法でございしますが、(1)、(2)、(3)、これについては、毎年、同様のものがございますけれども、(3)の点検・評価のところの下2行に表しましたが、いたばしの教育ビジョンが最終年である。現時点での総括について調査をプラスして実施していきたいというように考えてございます。

こちらは、次期ビジョン、プランの方に生かしていくための総括でございまして。それに、(4)の外部評価、こちらの方も実施していきたい。

それと、その他指示事項といたしまして、平成25年度に策定した、いたばし学び支援プラン3期、こちらが最終ですので、こちらを検証するというところで、

この3つの柱について、成果を明らかにするといたします。

それに、一次、二次、外部評価について、評価評語を別表1のとおり改めるといふことで、こちらの別表の1は区が実施しております行政評価の評価標語と合わせました。

こちらが、区民の立場からしますと、2つの評価を別々の標語で表していることでは分かりづらいただろうといふことで、同一の視点から見ることができるようにといふことで改めたものでございます。

それと、評価対象施策については、別紙1のとおりでございます。

もう既にご覧になっているかと思ひます。

続きまして、2ページ目でございます。

施策評価につきましては、参考のために添付してございます。

スケジュールですが、本日、委員会の方にご報告させていただきますまして、4月の下旬から5月の中旬に一次評価の所管課評価を実施いたします。

7月の月上旬に外部評価のヒアリングを実施いたしまして、下旬に教育委員会の方、こちらの方に外部評価の報告と二次評価のご依頼をさせていただきます。

8月の下旬、こちらで二次評価のお答えいただいたものをまとめたものを、再度、送付させていただきます。教育委員会の方で、そちらの審議をしていただくといふことを8月の下旬に考えてございます。

9月の月上旬から下旬にかけてまして、庁議報告・文教児童委員会報告という形でのスケジュールを考えてございます。

7の変更箇所ですが、今年度、改めたところは6点ございまして、先ほどお話ししたのは⑤、そのほかに、①のところでは施策の取り組み状況について削除してございます。

こちらは、後ろの方に回して流れを分かりやすくしたといふこと。その後の、この施策の実現のための主な事務事業。そのほか、この記載のとおりのところ、改めまして改善を図っていききたいといふところでございます。

他の資料につきましては、もう既にご覧いただいていると思ひますので、雑駁ですが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 別紙2のところ、8の二次評価のところの評価標語を補足するコメントといふのが、昨年、感じたんですけども、各委員から出されたものを取りまとめて二次評価の原案をつくっていただいているんですけども、そうすると、一人一人の委員が考えてつけたコメントとでき上がってきたものと、内容が大分違っているなと思つたので、このコメントについて、つける必要があるのであれば、二次評価がまとまった段階でその内容でつけるとか、なくてもいいのかなと思ひました。今回、これも統一されたといふことですよ、評価標語については。

ですから、そこに大きなものがあるので、二次評価の中で、全体として皆さんの色んな観点からのご意見があつたので、それを1つにまとめていくのがすごく

難しかったなと思いましたので、そこについては、ご検討いただければと思います。

教育総務課長 昨年のコメントについては終了時点でご指摘いただいたところなので、再度、検討させていただいて、この評価標語は、最後のまとめの言葉と同一になってしまふという委員長のお言葉もございましたので、ちょっと見直したいと思ってございます。

高野委員 よろしくお願ひいたします。

委員長 ということで、よろしいでしょうか。
多分、実施する時期が教科書採択と重なってくるので、かなりお忙しい時期になるかとは思いますが、よろしくお願ひいたします。

○報告事項

4. 平成27年度板橋区監査方針について

(総-2・教育総務課)

委員長 続いて、報告4「平成27年度板橋区監査方針について」、教育総務課長から報告願ひます。

教育総務課長 平成27年度の監査方針が明らかになってまいりましたので、ご報告させていただきます。

まず、1の視点ですが、これは平成27年度予算、こちらが収支均衡型の予算編成が行われた。それで、平成27年度区民サービスの一層の向上を図ろうとしているところが書かれてございまして、今年度の監査については、区が総合的な取り組みを行う各種事務事業が、公正、公平で、法令に則り行われているか、効率的かつ効果的に執行されているかを主眼として厳正に行うというところでございます。

まず、監査等の種別及び方針のところ、財務監査ですが、特に平成27年度は、「歳入における調定、過誤納、不納欠損、納入通知、納付書による収入の事務処理は適正か」を重点項目として行うとされてございます。

それと、平成23年度の行政監査のテーマを3点、こちらに①から③まで書かれている点を検証するとされてございます。

次に、(2)の行政監査ですが、こちらは3点ございまして、①の障がい者就労援助事業。その次のページの②の都市農業について。③は、こちらが教育総務課に直接関係してくるところですが、学校施設補修工事についてということで、読み上げさせていただきますが、平成19年の教育委員会発注工事における不正事件に対し、事故調査・再発防止対策委員会報告書を公表し、契約事務に関する改善など再発防止に取り組んでいる。

平成21年度以降、学校施設の緊急工事等は、営繕課において起工・発注・工

事監理までの一連の事務を担当している。区は、より一層、公正で適切な事務処理を行う必要があるということで、重点的にこちらを行うとされてございます。

その他の監査につきましては記載のとおりでございます。

4 ページに、監査の年間計画が添付してございます。後ほど、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

委員 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野 委員 最後の5 ページのところに学校の実施予定が書いてあるんですけども、ここに周年の予定校が書いてあるというのは、この時期を避けるためにこれが書いてあるということなんですか。

教育総務課長 そうです。こちらの方は、向こうの方にも認識してもらうために事務局の方で申し入れたことを、ここに書いています。

高野 委員 では、その周年行事にかかわる監査があるということではなくて。

教育総務課長 そうです。

高野 委員 はい、分かりました。

委員 長 過去には色々ありましたので、しっかり監査していただいた方がよろしいかと思っております。

○報告事項

5. 平成26年度教育委員会事務局定期監査の結果に伴う措置状況報告について
(学-3・学務課)

委員 長 では、報告5「平成26年度教育委員会事務局定期監査の結果に伴う措置状況報告について」、学務課長から報告願います。

学務課長 それでは、資料「学-3」をご覧ください。

平成26年度教育委員会事務局定期監査の結果に伴う措置状況報告について、ご説明いたします。

平成26年度教育委員会事務局定期監査における指摘事項と今後の対応につきましては3月12日の教育委員会においてご報告させていただきましたけれども、このたび、措置状況について、監査委員宛報告を行いましたので、ご報告をいたします。

指摘事項については、記載のとおりでございます。

措置状況等につきましては、裏面でございますけれども、記載のとおりでござ

います。

1点目。平成26年度の校外教授費の支出金についてですが、支出金額を精査し、残余金については戻入処理を行いました。

2点目。平成25年度以前の校外教授費の支出金につきましては、実態調査の結果、残余金を確認しましたので、早急に返還を行います。

3点目。平成27年度以降の事業実施に当たっては、事業に対する支援のあり方等の見直しを行い、要綱、実施基準の作成及び事務処理手順を整えて、事務の適正化を図ります。

また、現行の奨励費による支援から、公費負担による事業として整理し直します。具体的には、支出科目の適正化を図ってまいります。

今回、このような不適正な事務処理があったことにつきましては、まことに申しわけございませんでした。今後は、二度と同様のことがないように、適正な事務処理を徹底するとともに、事業の計画実施、実績報告等については、教育委員会所管課と学校との連携強化を図るなど、組織的な取り組みを真摯に行ってまいります。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

今後はきちんと処理していただければいいと思いますし、同様なことがほかで起こらないように注意していただきたいなと思います。

学務課長 分かりました。

○報告事項

6. 退職学校医等への感謝状贈呈について

(学-4・学務課)

委員長 それでは、報告6「退職学校医等への感謝状贈呈について」、学務課から報告願います。

学務課長 資料「学-4」をご覧ください。

「退職学校医等への感謝状贈呈について」でございます。

このたび、「板橋区保健事業にかかる感謝状贈呈要綱」に基づき、平成26年度に退職された学校医、学校歯科医、学校薬剤師の皆様に対して感謝状を贈呈しますので、ご報告いたします。

対象となる方は資料に記載のとおりでございますが、学校医5名、学校医会副会長1名、学校歯科医会会長1名、学校歯科医1名、学校薬剤師1名の計9名でございます。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

すごいですよね、56年。しかも4校。お疲れさまでしたという。

36年の方も長いですがけれども、長い間、ご協力いただきまして、ありがとうございますと申し上げたいと思います。

○報告事項

7. 「中学校入学前に身につけたい生活習慣」作成検討会報告

(生-1・生涯学習課)

委員長 では、次に、報告7「「中学校入学前に身につけたい生活習慣」作成検討会報告」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生-1」をご覧ください。

中学校入学前に身につけたい生活習慣のお知らせでございます。

教育委員会では、5歳児を対象としまして、「小学校入学前に身につけたい生活習慣チェックシート」というものを作成し、各家庭への働きかけを行ってまいりました。

小学校入学という環境変化と同様に、中学校へ入学するという時期も、これを境に生徒の生活習慣や態度に大きな変化が見られるという実情から、今般、中学校入学前の小学校6年生を対象として取り組みを開始すべく、昨年度末に検討を行いました。その検討結果がまとまりましたので、ご報告申し上げるものでございます。

こちらの対象でございますけれども、小学校6年生の児童とその保護者を対象として取り組みを開始するものでございます。

具体的な方法につきましては、1番の周知方法をご覧くださいと考えております。

3つの取り組みを行います。

まず、1点目ですがけれども、中学校新入学に関するご案内というものがありませんけれども、そちらの裏表紙を活用しまして、家庭での取り組みを促進したいと考えてございます。

これは中学校に入られるお子様に冊子としてお配りしているもので、ご覧になったことがあるかと思えますけれども、こちらの最後のページ、裏表紙の部分を活用しまして、最初に、まず、お知らせをさせていただきます。

これは9月に各学校を通じまして各家庭に配付させていただいておりますけれども、こちらで周知をさせていただくというものでございます。

内容につきましては、こちらの、本日のホチキスどめの資料の2枚目、「別紙1」と書いてございますけれども、この内容を印刷いたします。そして、ここに切り取り線を設けまして、各家庭で早期にご確認いただく、また、活用していただくというものを目指してございます。

そして、こちらの生活習慣10個はあらかじめ記載してございますけれども、11点目、こちらにつきましては、各学校、もしくは家庭で独自のものをお考えいただいて付け加えていただけることを目指して空欄にしてございます。それぞ

れのお子様に適した、そういった生活習慣をここで取り組めるようにということで配慮したものでございます。

資料を、また1ページの方にお戻りいただきまして、2番目の周知方法でございます。こちらは、6年生向けに資料を配付させていただきます。

現物を「別紙2」として用意させていただいております。

資料の3枚目に、ホチキスどめでとめてあります。

これは、学期ごとに、それぞれの児童がどのぐらい取り組めたのかを確認してステップアップできるような、そういった形で取り組んでございます。

学級活動などのタイミングを活用して確認させるなど、各学校とも連携して、今後、この活用方法をさらに充実させていきたいと考えてございます。

そして、3点目の周知方法でございますけれども、これは保護者への周知文書、先ほどの新入学に関するご案内とはまた別に、保護者宛に資料を配付させていただきます。これは「別紙3」として添付させていただいております。

こちらは、内容的には、この新入学に関するご案内に掲示する別紙1の内容に若干補足して、学習時間などの目安を記述したものでございます。これを踏まえて、親御さんがお子さんたちに生活習慣を身につけさせるヒントになればと考えてございます。

このチラシにつきましては、小学校における1学期の保護者会、それから、1月から2月に行われます中学校入学説明会と、繰り返し、こういったものを活用して啓発していきたいということを考えてございます。

検討の経過・今後の展開につきましては、2番に記載しておりますのでご確認いただければと思います。

最後に、検討委員会はどのようなメンバーで考えたかということでございますけれども、これは昨年度のメンバーで構成しておりますので、今の担当者と若干名前が違いますが、期間は平成27年2月4日から3月18日までにかけて行った検討会のメンバーでございます。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 この表の中の9番と10番で、家庭で決めたネット・ケータイの使用ルールとか、テレビ視聴やゲームの使用の時間について守っていますかというようなところがあるんですけども、ここが、具体的にどういうルールをつくったのかとか、何時から何時とか、具体的に書けると、また、これをもとにご家庭で話し合っ、今までルールをつくってなかったご家庭も、ルールをつくっていただくことができたらいいのかなと思いました。

生涯学習課長 ここを記入できるような形で、ちょっと検討させていただきたいと思います。

高野委員 そうですか。

生涯学習課長　確かに、その方が子供たちも自分で目安が立てられると思いますので、これは検討させていただきたいと思います。

高野委員　そのルールについて、今まで話し合ったことがないご家庭でも、ここに書こうということで、それが何か話し合いのきっかけになっていただければいいかなと思います。

生涯学習課長　ありがとうございます。

青木委員　私は11番に非常に注目しているんですが、ここは、ぜひ、どういうものが出てきたというのを教育委員会にフィードバックしていただいて、ご父母の皆さんがどんな傾向があるかというのをちょっと知りたいところです。

生涯学習課長　どういった情報収集ができるか検討しまして、各ご家庭で親御さんとお子さんが話し合った内容をどういうふうに取り上げられるか研究させていただいて、できる限り、良い例をご紹介できればと思います。

青木委員　むしろ、積極的に書いていただけるような流れもあっていいのかなと思います、

生涯学習課長　ありがとうございます。

青木委員　よろしくをお願いします。

委員長　こういったもので拘束されるのは嫌だという保護者の方もいらっしゃるんですけども、昔ですと、おじいさん、おばあさんから親に、親から子供へと、生活習慣とか生活の常識みたいなものが伝えられていたんですけども、最近はそのようなものが全部途切れていきますから、1つの目安としてこういったものができるのは非常にいいことだと思っております。

ただ、内容につきましては、それぞれ考え方が違うので、色んな意見があるかとは思いますが、皆様で検討された結果、こういう文面になったということであれば、これはこれでいいかと思っております。

個人的には、何となく1日の生活習慣をきちんと決めるというのが一番大切かなとは思っておりますけれども、それがある程度決まっていれば、大体、結構、当てはまってくる子も多いので個人的には思っております。

でも、守る子は守るけれども、守らない子は守らないので、なかなか、できるだけ保護者と一緒に守っていただけるような工夫をしていただけるといいか思います。

生涯学習課長　承知しました。

委員長 小学校はシールを貼るようになっていましたけれども、さすがに中学校はそこまでは。

生涯学習課長 そうですね。小学校に入る前のお子さんというのは、やはりシールが大変好きですので、それを励みにして一生懸命やろうという気持ちを起こすんですけども、中学校に入るところには、自分で自分のことを管理できるようになってほしいという願いもありますので、このような形を、今とっております。

委員長 よろしいですか。

(はい)

○報告事項

8. 旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群の状況について

(生-2・生涯学習課)

委員長 では、次に、報告8「旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群の状況について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生-2」をご覧ください。

旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群の状況ということでございますけれども、いわゆるこれは野口研究所のお話でございます。

こちらに動きがございましたので、ご報告させていただくものでございます。

まず、1番でございますけれども、これは既にご報告していると思っております、この現地の調査を行いました。

その調査を経まして、大変貴重な、文化的な資産であるということが判明しまして、今般、その記録をとどめるようにパンフレットを作成させていただいております。

これは机上に配付させていただいていると思っておりますけれども、これは当時の技術として大変高いものがございますし、こういった研究施設が、都市部で小さくコンパクトにまとまっているというのが全国的に見ても珍しいということでございましたので、今、把握できているものを、このように記録にとどめたというものでございます。後ほどご覧いただければと思います。

そして、こちらにつきましては、野口研究所がこの用地を売却するという動きが出ておりまして、この動きについて、あわせてご報告させていただきます。

この情報を察知しましてから、平成26年6月にこの開発計画が出たということを受けまして、区内部で関連する部課長によりますプロジェクトチーム「産業遺産検討会」というものを立ち上げまして、8月から昨年3月末までに6回、既に今年度も2回ほど実施してございますけれども、この産業遺産検討会を開催しまして、現状と課題について共通認識を保有したところでございます。そして、

この用地が取得できないだろうかということも含めまして、検討を進めておりました。

3番目に区議会の動きでございます。

文教児童委員会におきましても、随時、この状況を報告しておりました。これを受けまして、板橋区議会も全会派一致で、3月上旬に、財務省と野口研究所に対して、この施設などの保全を求める要望書を提出したところでございます。

そして、最近の動きでございますけれども、野口研究所の敷地及び建造物等につきましては、3月30日に財務省から旭化成不動産レジデンス（株）に払い下げられたという動きがございました。

これを受けまして、区では、旭化成不動産レジデンス（株）と協議を重ねまして、この遺産を残す方法、それから、どのような形で今後協議していくかというところで相談をさせていただきました。

その結果、旭化成不動産レジデンスからは、区と誠意を持って話し合っていきたいというような回答を引き出したところでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

了解でございます。

どちらかという、戦争のための火薬研究所が文化遺産という、「文化」というのが若干引っ掛かりますけれども、ただ、戦争の負の部分は別にしまして、ここでできた技術が近代化の方には非常に役に立ったという意味からいけば文化遺産というふうに納得はしております、きちんと後世に残していくのは結構なことではないかと思っておりますので、できるだけまい形で残せるように頑張っていたいただければよろしいと思います。

○報告事項

9. 第14回櫻井徳太郎賞論文・作文募集について

(生-3・生涯学習課)

委員長 それでは、次に、報告9「第14回櫻井徳太郎賞論文・作文募集について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生-3」をご覧ください。

これは、今回、第14回を迎えます櫻井徳太郎賞の実施要綱でございます。

これは、毎年、繰り返し行っている大変歴史のある賞でございますので、皆さんは十分ご存じだと思います。

今回は、募集は、一般の部、高校生の部、小中学生の部、郷土文化賞という形で対応してまいります。

締め切り等は記載のとおりでございます。

今年も、大変優秀な作品が出てくることを期待しているところでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 去年の応募数について、小中学生は区内の応募が多かったんですが、高校の部においては余りなかったようなので、生涯学習課の方でやっていただいている青少年表彰などの中で、区内の私立高校ですとか都立高校が色々と表彰を受けて、地域との関連もすごく深くなっています。

そういう中で、そういった高校にぜひ積極的に働きかけていただいて、板橋区についてもっと皆さんに親しみを持ってもらったり、こういう賞があるということを知っていただけるような取り組みをしていただけるといいかなと思います。

以前、有徳高校からは入選されたこともあったんですが、今回、逗子開成高校がたくさん入選されて、生徒さんとお話ししたところ、やはり学校の歴史の授業とかの中で、こういう賞があるということが先生の方からご提示があつて、それで、皆さんが夏休みに一生懸命取り組んだというようなお話を伺っておりますので、ぜひ、区内の高校生にも積極的に取り組んでいただけるように、よろしく願いしたいと思います。

生涯学習課長 承知しました。区内の高校生は、やはり地元ですと普段見ているので慣れてしまっているのかもしれませんが、改めてそういった地域のよさを見直すきっかけになるとと思いますので、区内の高校に働きかけをさせていただきたいと思います。

高野委員 お願いします。

委員長 そうですね、多分、児童生徒さんが自主的に自分でこういうのがあるというのを見つけてやるというよりは、恐らく、先生から紹介されてやるというケースの方が多いため、改めて高校の方に働きかけていただくと結構ではないかと思えます。

前回、有徳高校さんが入賞したのもあるんですけども、その先生は、以前、大山高校にいて、そのころは大山高校から応募が多くありました。

ということで、よろしく願いいたします。

○報告事項

10. 新あいキッズの実施状況について

(地－1・学校地域連携担当課)

委員長 では、報告10「新あいキッズの実施状況について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 平成21年度から開始いたしました板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」でございしますが、このたび、ついに区内全52校で展開することとなりました。新あいキッズの実施状況について、ご報告申し上げたいと思います。

資料の方は「地－1」でございます。

まず、1番の登録状況でございますが、この4月10日現在の登録状況でございます。

表の見方でございますが、まず、あいキッズ名のところで濃く網掛けをしているところが、今年度から新規で開始した10校でございます。

また、登録者数というところで、4月10日現在の登録者数を記載させていただいております。

在校生数から換算いたしました登録率ということで、次のところで記載がございます。

その後でございますが、さんさんタイムときらきらタイムとに内訳を出させていただいております。

さんさんタイムの方も、登録のうち時間管理が必要なお子さんということで、主に就労によって留守になってしまうご家庭のお子さんということでも内訳を出させていただいているところでございます。

きらきらタイムにつきましては、A区分、B区分という有料部分がございます。

A区分が18時までの1時間の利用、B区分の方が19時までの2時間の利用というところでございます。

無料区分のC、D区分でございますが、C区分というのが、三季休業日など1日利用の際に午前8時から8時30分までの利用です。また、D区分は、冬季、10月から2月にかけて、さんさんタイムの方が16時半に終わってしまいますので、16時半から17時までというお子さんの無料区分ということで、C、D区分として載せさせていただいております。

また、高学年と低学年ということで、1年生から3年生、あるいは4年生から6年生ということでの内数も載せさせていただいております。

このきらきらタイムとさんさんタイムの、時間管理のある就労家庭の児童数ということで、その次に載せさせていただいております。

最後に、平成26年度の実績ということで、昨年度の平均の利用率、全体の利用率になっております。それと、昨年度の学童クラブ、直営のものと、従来型のあいキッズでの学童クラブ登録数を参考までに載せさせていただいております。

続いて、2ページ目をお開きいただきたいのですが、現在の運営状況ということで、この4月に、まだ始まって間もないところでございますが、私の方も各あいキッズを見て、現在の実施状況というところで申し上げたいと思っております。

まず、(1)のところの従来型のあいキッズからの移行校、こちらが31校でございますが、事前にマニュアルの研修やOJTを実施いたしまして、シミュレーションも行っていたため、大きなトラブルはなくスムーズに新制度に移行したところでございます。

しかしながら、再選定で1校、受託法人が新しい法人に変わったところがございましたが、こちらについては、指導員も一新したため、児童が最初の1週間はちょっと落ちつきがなかったかなというふうに私の方でも見てきていたところで

ございます。

法人に対しましては、区から個別指導を行わせていただきながら、法人内で職員の研修、あるいはミーティングを行って、全体の統制や、児童との信頼関係、こういったものを構築するよとということに指導させていただいておまして、現在、そういったことが上手く回り始めているかなというところでございます。

また、平成26年度の利用状況につきましては、平均利用率が23%ございました。そのうち学童クラブ登録の方が84%、一般登録の平均利用率は13%というところでございます。

こちらにつきましては、最後の別表ということに、昨年度、平成26年度のあいキッズの利用状況というところを後ほどご覧いただければと思います。

特徴的には、在校生が200人以下の小学校7校ほどの平均利用率というのが約40%ございましたが、在校生が多い500人以上の規模の小学校8校においては平均利用率が約19%と、ちょっと差があるかなというところございました。

今後は、この結果をさらに分析させていただきながら、あいキッズの魅力というものも出しながら、利用率の向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の新あいキッズ実施校です。昨年度から行った11校につきましては、非常に児童のカードの受け渡し等もスムーズに行われており、おおむね順調に運営されているところでございます。

実際に利用する児童も、自ら拠点を選択して過ごす姿も見られたり、また、遊びを通して異学年の交流、こういったところも図られているところでございます。

こちらの方の利用状況につきましては、平均利用率が22%というところでは

きらきらタイムの登録者の平均利用率が75%、さんさんタイムにつきましては13%というところでございます。

続きまして、(3)の新規実施の10校でございますが、7日までに私の方も全ての小学校10校を回ってまいりました。

今回、初めてあいキッズを受けたという学校が1つありまして、そこについては、法人の方も、職員数をこちらの方で提示している人数よりも多く配置しておまして、学校との関係というのも事前に色々させていただいて良好でございました。

また、大規模改修によって校庭が使えないあいキッズが2カ所ございましたが、室内拠点だけで子供たちを統制しながら、学習やボードゲームなどをしてプログラムを進めていたところでございます。

一方で、在校生が600人以上の新規校も3校ございます。

いずれの法人も、応援の職員が入って運営をバックアップしていたところではございますが、1校では、受付や物品整理などの分業に職員が注力してしまいまして、室内の子供たちや送迎に来た保護者の方に目が行き届かないというようなところがございました。

そのため、受付に列ができてしまったり、入り口付近で迷っている子供に声かけができていないというような状況もありましたので、こちらに対しましては、

私どもの方でも法人に指導しているところでございます。

徐々に改善に向かっているところではございますが、引き続き注視していきたいと思っております。

また、新規校では、使用する施設・設備、こういったものについては、事前にパートナーである学校と十分話し合いを行っているところで、多くのあいキッズでは良好に運営されて、連携がとれているところではございます。

しかしながら、話し合いが十分でなかったというところもございまして、1つは、図書室を利用する予定であったんですが、新学年の教科書が図書室にずっと山積みになっておりました、結局、そこは使えずに、ほかの教室を春休みに使ったというようなところもございました。

また、あいキッズで使う下駄箱をあらかじめ連絡させていただいていたところなんですが、4月に新学期が始まってから、やっぱり変えてほしいとかということで、ちょっと見直しがあったところもございました。

旧学童クラブとの調整で、学童クラブにあった備品等々、それと学童クラブ自体も3月いっぱいまでは新しいあいキッズで春休みに行ったところがございましたが、引越し日が3月28日と遅くなってしまったところがございました。

多くのあいキッズでは、備品や設備、あるいは遊具等、短期間で仕上げていたところではございます。また、室内の飾りつけ、こういったものも、子供たちが訪れたいような施設配置をしたりというところもあったところではございます。

一方で、学童クラブの古いものをずっと使っているというようなところもありましたので、新たな備品の購入や環境づくりについては、改めて個別指導を行っているところでございます。

また、こちらの方は私どもの方の事務体制でございましたが、申請処理や要支援児の判定については子ども家庭部がこれまで行っていたところですが、私どもの方に完全移管されたところでございます。

ここについて、承認までに2カ月かかってしまった事例がございまして、保護者を始め、そのお子様には非常にご迷惑をかけてしまったところではございます。

今後、事務処理の流れというのを検証しながら、スムーズな事務処理が行われるように改善してまいりたいと考えております。

(4) のところでございますが、全校共通というところでは、まず、新一年生就労等のご家庭のお子さんということで、きらきらタイムのお子さん、あるいは、さんさんタイムの時間管理のあるお子さんは、「さんさんオレンジ」と言っているんですが、4月1日から利用を開始したところではございます。

一方で、さんさんタイムの時間管理のない新1年生につきましては、学校で行っている下校指導が終了してからということ考えていたところではございますが、学校によってかなりのばらつきがございまして、中には5月や6月からあいキッズの利用開始となってしまうところもありましたので、ここは私どもの方でも、保護者の方からも指摘があったところでしたので、改めて調整をし直させていただいて、4月20日からは受け入れができるようにしたところでございます。

また、4月13日から学校での保護者会が順次開催されたところでございますが、この日はやはり利用する児童が非常に多くなってくるところでございます。

多い学校では200名ぐらいの参加があったというところでございますので、このときから利用できるよとということ、児童の動線の変更や、追加の拠点の確保、こういったものも進めながら、今年度についてはしっかりと全てのあいキッズで行えたところでございます。

最後にその他です。3番のところ。具体的に学校名を、従来型からの移行校31校、新あいキッズ実施校が11校、それと新規実施が10校ということ、載せさせていただいております。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 私も、今年から新しく始まりました志村第五小学校と緑小のあいキッズをちょっとだけ拝見させていただいてきました。

両方とも、大体80人以上の利用があるということで、大変活発に行われておりました。

それで、高学年の利用もかなりあるようで、高学年の子が1年生の面倒を見ているような場面を私も見てきましたので、今までの学童ではそういうところは見られない、異学年の交流があって大変よかったなと思えました。

あと、最後に保護者会のこと、今、課長の方からご説明があったんですが、緑小では、やはり保護者会るときすごく利用が多かったそうなんです。

ところが、あいにくお天気が雨で、体育館が全体の保護者会として使われるので、あそこは1階と2階に3カ所お部屋があったんですけども、それでも入り切れなくて、ちょっとそこが混乱したということでしたので、来年度以降、これからは保護者会るときに、雨の場合の対応なども検討していただけたらいいのかなと思えました。

あと、補食についてちょっと質問したところ、どちらの学校も、補食の時間が遅いとか、内容についてのご不満とか、そういうものは出ていなくて、子供たちに喜んでいただいているというふうなお話でした。

学校地域連携担当課長 ありがとうございます。確かに保護者会ときは、かなりの人数のお子さんがいらっしゃる場所です。運悪く、4月は雨が多かったところでございます。

各あいキッズで工夫させていただきながら、雨のことも想定してはいたんですが、実際にお子さんが入ってくると、ということもありますので、もう一度、その状況を踏まえながら学校とも相談させていただいて、できるだけ、あいている教室などを利用させていただければと考えています。

○報告事項

11. 第9回魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）概要報告

(口頭・学校配置調整担当課)

委員長 では、次に、報告11「第9回魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）概要報告」について、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 それでは、先月4月17日に開催されました魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の概要について、口頭でご報告いたします。

正式な進捗の報告につきましては、次回、5月14日の教育委員会にてご報告を申し上げたいと思います。

今回で第9回になります上二中と向原中の協議会でございますが、4月9日の教育委員会においてお示ししました協議会の中間のまとめです。

正式には「魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）中間のまとめ（案）」について、今回の協議会において修正なしで承認いただきましたのでご報告したいと思います。

中間のまとめの中の統合についての方向性を改めて申し上げますと、4項目ございまして、上板橋第二中学校と向原中学校を統合します。

校名は「上板橋第二中学校」とします。

統合時期は、平成30年4月1日とします。

これは魅力ある学校づくりプランどおりのスケジュールでございます。

校舎の建築期間中は、上板橋第二中学校の校舎を使用し、向原中学校校地に建設する新校舎完成後、新校舎に移転しますというものでございます。

統合についての方向性として、このようにご承認いただきました。

ただ、校章や校歌、制服などにつきましては、今後の協議事項とさせていただきますので、この部分の協議が、今後、必要になってくるかと思えます。

5月には協議会委員さんを対象にしました施設見学会、赤塚第二中学校と板橋第一小学校の見学会を開催いたします。その後、どのような学校をつくっていくかという協議が開始されるという予定でございます。

当日出されましたご意見やご要望などにつきましては、次回の教育委員会で詳しくご報告申し上げたいと思います。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

方針が受け入れていただけたようで、結構だと思えます。

○報告事項

12. 図書館の特別整理期間に伴う休館

西台図書館 5/25（月）～5/30（土） 6日間

(口頭・中央図書館)

委員長 では、次に、報告12「図書館の特別整理期間に伴う休館」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 図書館の特別整理期間に伴う休館日について、口頭でご報告させていただきます。

平成27年度の区立図書館11館の休館日程につきましては、3月12日に開催されました第5回教育委員会で一括してご報告を行ったところです。

今回は、直近に実施する図書館について報告するものでございます。

次第に記載のとおり、西台図書館で5月25日から5月30日までの6日間、特別整理期間に伴って休館を予定しています。

広報におきまして、各図書館の臨時休館日の1カ月から3週間前をめどに、その都度、掲載し、周知しております。また、広報いたばし、図書館内での掲示、板橋区立図書館ホームページで、あわせて周知を図っているところです。

続いて、次第にはございませんが、1件、ご報告をさせていただきたいと存じます。

高島平図書館の軽食喫茶事業者の募集についてです。

本年2月に、高島平図書館内の正面玄関の横で行政財産の目的外使用許可を受けて営業しておりました事業者より、3月をもって事業を終了したいという申し出がございました。

そこで、急遽、3月25日に運営事業者選定委員会を設置し、プロポーザル方式での事業者の募集を開始し、去る5月11日に募集を終了したところでございます。

5月18日に、第2回目の選定委員会において、応募のありました事業者にプレゼンテーションをしていただき、選定する予定でございます。

その後、できるだけ速やかに、6月から7月になるかと思いますが、営業を開始していただきます。

事業者を選定いたしましたら、改めてご報告をさせていただきます。

中央図書館からの説明は以上です。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

中央図書館長 1点、日時の訂正を。「去る4月11日」と、月を訂正させていただきたいと思っております。失礼いたしました、

高野委員 事業者の方は、幾つか応募があったんですか。

中央図書館長 現在、3社に応募していただいております。

委員長 では、適切なところを選んでいただければよろしいかと思っております。
次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

次長 既にご連絡はしてございますが、第1回目の総合教育会議について、5月28日に開催させていただくべく準備はしておりますので、教育委員会の日程等もち

よっと変更させていただくかもしれませんので、またこれについては、改めて、次回、内容等についてお知らせしたいと思います。

委員長 当日の教育委員会が変更になるという。

次 長 時間をちょっと後ろに調整させていただきます。

委員長 10時になるのが、後ろに来る。

次 長 可能性がありますので、すみません。
改めて、これは、次回の5月14日の教育委員会で正式にご報告させていただきたいと思います。

委員長 分かりました。その日にあいキッズの視察もあるかなというところがあるので、その辺も含めてご検討いただければ。

次 長 全部調整して、スケジュールにしたいと思います。

委員長 分かりました。

ほかになれば、先ほど申し上げましたように、日程第一 議案第52号については、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第一 議案第52号 平成27年度教科用図書調査委員会委員の任命について

(指導室)

(非公開)

委員長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 50分 閉会